

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人井貫武亮の上告理由について

原審の適法に確定した事実関係のもとにおいてされた被上告人の上告人に対する懲戒免職が懲戒権の濫用にあたるものではないとした原審の判断は、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。 論旨は、ひつきよう、原判決を正解しないか、又は原判決と異なる独自の見解に立つて原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	木	下	忠	良
裁判官	栗	本	一	夫
裁判官	鹽	野	宣	慶
裁判官	宮	崎	梧	一
裁判官	大	橋		進